

一人親方（建設業）の労災保険

年間費用 33,000 円 + 保険料のみ

保険料 + 一人親方建設部会年会費 + 事務委託手数料

(※下図を参照してください。) <<12,000 円 (途中入会時は 1,000/月) >> (21,000 円)

保険料は 3,500 円から 20,000 円の範囲の給付基礎日額から選択し、決定されます。

給付基礎日額	3,500 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円	7,000 円	8,000 円	9,000 円
保険料	24,263 円	27,740 円	34,675 円	41,610 円	48,545 円	55,480 円	62,415 円
給付基礎日額	10,000 円	12,000 円	14,000 円	16,000 円	18,000 円	20,000 円	
保険料	69,350 円	83,220 円	97,090 円	110,960 円	124,830 円	138,700 円	

※保険料は平成 23 年度のもので、途中入会時は概ね月割になります。

手続の流れ

①大阪SR一人親方建設部会への入会手続

御社にお伺いします。書類に印鑑を押すだけの簡単な手続です。

②保険料、年会費、事務委託手数料の入金

全額前払いとなっています。

③大阪労働局に申請を提出

提出日の翌日から労災保険が適用されます。※承認された場合

④加入者証の発行

労災保険 特別加入者証をお渡しします。

労災保険 特別加入者証	
労働保険番号	27104937858-001 整理番号
氏名	
生年月日	
住所	身
有効期間	年3月31日

上記の者は、本会において労災保険の特別加入をした者であることを証します。
平成23年 月1日
大阪市北区天満2-1-30
大阪府社会保険労務士会館2階
大阪SR一人親方建設部会
電話06-4800-8231 FAX06-4800-8292

注意事項	
1. この証は、本人以外には使用できません。 2. この証で次のものには責任を負いません。 ア、記載内容を訂正したり、破損しているもの イ、証明印のないもの ウ、年度途中で委託解除し、特別加入者でなくなった者 3. 特別加入者が仕事上のケガにより、医療機関等にて診療を受ける際には、医療機関等に本証を提示し、労災診療扱いとしてもらってください。なお、労災扱いとして処理するためには所定の手続きが必要です。 そのため、担当社会保険労務士に速やかに連絡してください。	
担当社会保険労務士 氏名 松本 文克	電話072-807-3078

労災保険の対象期間

入会手続後又は更新手続後、最初の 3 月 31 日まで。(継続を希望する場合は更新の手続が必要となります。)

対象地域

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、及び香川県のいずれかの府県に居住している方。

こんな経験ありませんか？

ゼネコンなどの大手元請の現場に入るときに、一人親方だから労働保険番号を記入してくださいと言われた。

なぜでしょう？

建設現場では、元請企業が労災保険に加入していますが、労災保険の対象となるのは労働者だけです。一人親方は労働者としてみられないため、労災保険の適用にならないのです。

労働者と一緒に現場などで仕事をしている一人親方が安心して仕事ができるように、労災保険に加入できるようにした制度が、「一人親方の労災保険特別加入」です。

一人親方の労災保険特別加入とは

労災保険は、本来労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外の方のうち、その業務の実情、災害の発生状況等からみて、特に労働者に準じて保護することが適当である一定の方に対して特別に任意に加入が認められているのが、特別加入制度です。

大阪SR一人親方建設部会に加入することで、建設の事業を行う一人親方（土木・建設その他の工作物の建設、改造、修理、変更、破壊もしくは解体又はその準備の事業で、これらに該当するものは、大工、とび、左官等の一人親方を言いますが、特に職種は限定していません。）を対象に、労災保険の特別加入をすることができます。

補償の内容

労災保険は正式には労働者災害補償保険といい、国の保険です。国の保険は営利目的のために運営されているものではありません。あくまでも災害が発生したときに、労働者の生活を守ることを目的に設立されたものです。

労災保険の給付は非常に手厚く、現場だけでなく、通勤の行き帰りを含めて、ケガをしたときの病院代（療養補償）、働けない間の所得の補償（休業補償）、障害で働けなくなった場合の補償（障害補償）、死亡して遺族がある場合の遺族の所得の補償（遺族補償）があります。

一人親方とは

個人事業主、法人の代表者で労働者を使用せず、家族や一人で建設業を行っている方を一人親方と言います。

注意！

労働者一人以上または臨時労働者（日雇い・アルバイトを含む）を年間延べ100日以上雇う場合は中小事業主となり、一人親方にはなりません。

※中小事業主の労災保険特別加入制度を御利用ください。